

結婚相談のご案内

社会福祉協議会では、良い配偶者を迎え健全で幸せな家庭を希望する方々のために結婚相談所を開設し、明るい社会づくりに寄与しています。

○ 相談日時

平成28年12月31日まで

毎週月曜日（祝日等を除く） 午前10時～午後3時
（午後12時～午後1時除く）

平成29年1月以降

第1・第2・第5月曜日（祝日等を除く） 午前10時～午後3時
（午後12時～午後1時除く）

第3月曜日（祝日等を除く）は午後3時～午後7時

第4土曜日（祝日等を除く） 午前10時～午後3時

（午後12時～午後1時除く）

○ 場 所 入間市市民活動センター 2階 相談室2
（入間市豊岡4丁目2番2号）

○ 費 用 無料

○ 相談内容 登録者の紹介と登録者間の調整（1回30分程度）

○ 相談の順序

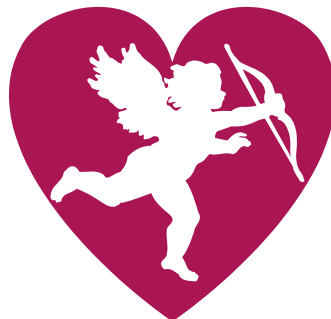
1. 登 録 所定の申込書と閲覧カードを必ず本人が記入し、ご本人と確認できるもの（免許証、健康保険証等）を持参の上、撮影後1ヶ月以内で、上半身を含めたサービスサイズ（127mm×89mm）程度の写真を添えて提出して下さい。登録には必ずご本人が来て下さい。（代理は不可）

※写真提出は任意とします。

※独身証明書(各本籍地のある自治体にて発行)をご提出してい

ただきます。(直近の物をご提出ください)

2. 閲 覧 登録が済んだ方は、相談室で登録者の閲覧カードを閲覧できます。適当と思われる候補者がありましたら、相談員に申し出て下さい。直接の交渉はご遠慮下さい。
3. 紹 介 候補者が申込者の閲覧カードを見て同意した場合は、日時と場所を調整してお知らせします。候補者が辞退した場合は、次の候補者を選んで下さい。
※お約束の時間は必ず守って下さい。
※紹介後の結果を必ず社会福祉協議会または相談員に報告して下さい。
- 交 際 紹介後、交際される場合は自覚と責任を持って健全な交際をして下さい。その間、各自の責任において相手を見きわめて下さい。
- 成 立 婚約が成立した場合は速やかに報告して下さい。結婚に際して記念品を贈呈いたします。
- 取り下げ 婚約が成立するなど、登録の必要がなくなった場合は必ず申し出て下さい。これにより登録を取り消します。
- 有効期間 登録の有効期間は3年間です。ただし、書類等の再提出により再登録できますので、希望する場合は手続きして下さい。
有効登録期間が過ぎ、特に再登録の申し出が無い場合、登録を取り下げたものとみなし閲覧対象から外させていただきます。
- 注意事項 ※提出書類に変更があった場合は申し出て下さい。申し出がなく連絡が取れなくなった場合は、閲覧対象から外させていただきます。
※相談内容に関する一切の秘密をお守り下さい。
※代理の方でも相談に応じますが、ご本人の登録の意向を確認させていただくため、初回登録時は必ずご本人がおいで下さい。



社会福祉法人 入間市社会福祉協議会

入間市豊岡4丁目2番2号

電話04-2963-1014